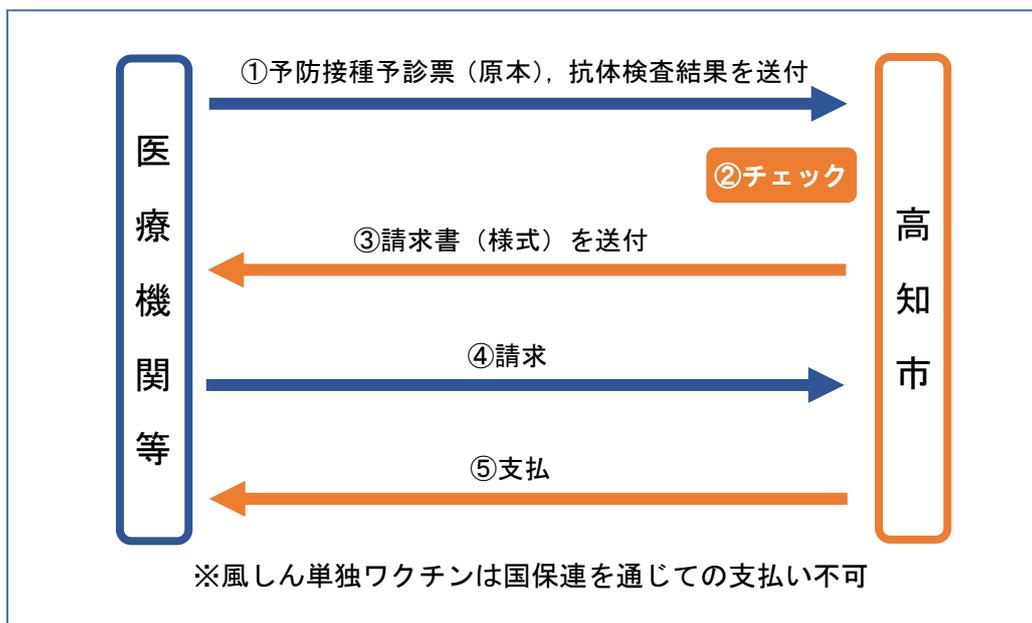


風しんの第5期の定期接種に係る  
「乾燥弱毒生風しんワクチン（単独ワクチン）」接種の請求方法について



<国保連合会への未請求分に係る請求方法>

- ① 請求額を1月ごとに集計し、予防接種を実施した月の翌月10日までに、下記提出書類を送付先へご提出ください。

【提出書類】・風しんの第5期定期接種予診票（国保連提出用シール有）**原本**  
・風しんの抗体検査結果（受診票等）の写し

- ② 予診票の内容を確認し、③ 高知市から請求書（様式）を送付します。
- ④ ③に必要事項を記入の上ご返送ください。⑤ 請求のあった金額をお支払いいたします。

※すでに国保連合会へ請求し、支払いが済んでいる場合は、本市から請求方法や返納方法について電話連絡をいたします。

<注意事項>

高知市の発行するクーポン券の期限は令和7年2月末までです。  
高知市への請求が令和7年3月11日以降になる場合は、別途ご相談ください。  
なお、請求が遅れますと委託料をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

【送付先】

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番45号  
高知市保健所地域保健課 予防接種感染症対策室 成人予防接種担当